

令和5年第2回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	6番	木村勝彦君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	石澤美咲君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和5年第2回 美幌町農業委員会総会
令和5年5月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 1 号	第 1 回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 2 号	第 1 回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第 3 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 8	報告第 4 号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 9	議案第 2 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日 程 第 10	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 11	議案第 4 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 12	議案第 5 号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 13	協議第 1 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第2回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番 梅津委員、同じく議席番号4番 佃委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号5番 佐藤委員 本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から紋別市で開催のオホーツク農業委員会連合会総会について報告します。内容としましては令和4年度の事業報告・収支決算、令和5年度の事業計画・収支予算案について原案のとおり承認決定されました。総会の前段にはオホーツク優良農村青年の表彰式が行われ、本町からは〇〇の〇〇さんが表彰を受けました。この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第1号「第1回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第1回 振興部会 会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和5年4月17日 美幌町農業委員会 振興部会長 小林寿美。美幌町農業委員会会長 千葉正美様。記。1 案件(1) 振興部会正副部会長の互選について。(2) 令和

事務局	<p>5年度 振興部会所掌事務について。(3) 令和5年度 農業委員会の活動計画について。(4) 視察研修について。2 開催日時 令和5年4月17日 月曜日 午後3時5分から午後3時45分。3 開催場所 議会第1・第2委員会室。4 出席者 わたくしほか9名、事務局 橋本事務局長、矢野主査。5 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p> <p>会議結果についてご報告致します。(1) 振興部会正副部会長の互選につきましては部会長に小林委員、副部会長に山岸委員が互選されております。(2) 令和5年度 振興部会所掌事務につきましては議案参考資料1ページの事務について提案しまして承認されております。(3) 令和5年度 農業委員会の活動計画につきましては議案参考資料2ページから6ページまでの計画について提案しまして承認されております。(4) 視察研修につきましては協議の結果、毎年実施することで決定し、今年度は7月4日から6日までの3日間、視察先は部会内での意見、及び事務局案を調整し、本日の振興部会で決定することといたしました。また、全額自己負担となることから来月6月の委員報酬から毎月1万円を積み立てることといたしました。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第1号「第1回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第2号「第1回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。</p>
農地部会長	<p>第1回 農地部会 会議結果報告書。農地部会の会議の結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。</p> <p>令和5年4月17日 美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一 美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1 案件 (1) 農地部会長、副部会長の互選について。(2) 農地部会所掌事務について。(3) 令和5年度 農地部会事業計画(案)について。(4) 農地法許可・現況証明の確認委員一覧表(案)について。2 開催日時 令和5年4月17日 月曜日 午後3時5分から午後3時15分。3 開催場所 議会第1・第2説明員控室。4 出席者 わたくしほか8名、事務局、石澤主事補。5 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 農地部会長、副部会長の互選につきましては部会長に梅津委員、副部会長に武田委員が互選されました。(2) 農地部会所掌事務につきましては議案参考資料7ページの事務について提案しまして承認されております。(3) 令和5年度 農地部会事業計画(案)につきましては議案参考資料7ページと8ページの計画について提案しまして承認されております。(4) 農地法許可・現況証明の確認委員一覧表(案)につきましては議案参考資料9ページの表について提案しまして承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第2号「第1回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確</p>

	<p>認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案9ページの3法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第8、報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案10ページと11ページをご覧願います。</p> <p>次のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについてに基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので報告致します。新任の委員さんもいることから、この報告にかかる登記官からの照会の取扱いについてを補足させていただきます。まず、登記地目が農地である土地の地目を農地以外の地目に変更登記をする際は添付書類として農業委員会が発行する転用許可証、又は現況証明が必要となります。しかし、この添付書類がない地目変更登記申請がされた場合、法務局は農業委員会に転用許可の有無、又は非農地かどうかの照会を行い、農業委員会からの回答をもって法務局が処理することとなっております。また、照会を受けた農業委員会はその照会があった日から2週間以内に回答しなければならず、この間に総会を開催できれば審議してから回答することとなりますが、日程的に難しい場合は回答は先に行い、報告事項として総会に付議することとなっております。以上が登記官からの照会の取扱いについての補足説明となります。</p> <p>それでは申請の内容をご説明致します。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については4月30日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案11ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として5月1日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第9、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>昨年の5月総会においても本件について決議いたしました各市町村の農業委員会総</p>

会において農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を年1回以上、実施しなければなりませんので本年についても決議致します。なお、新任の委員もいることから改めて経過からご説明させていただきます。議案参考資料の10ページをご覧ください。

令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕。一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐる現金を受け取り収賄の疑いで逮捕。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受け、同年10月28日、30日、北海道農業会議会長、農林水産省経営局長から農業委員等の綱紀粛正について通知が発出。同年11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。続いて同年12月18日、北海道農業会議会長から全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の年1回の実施要請と注意喚起について通知があったところです。その通知は議案参考資料11ページに掲載しておりますので、後程ご覧ください。また、議案参考資料12ページと13ページには当時の新聞記事も掲載しておりますので、こちらも後程ご覧ください。こうした経過によりまして年1回の決議に至っております。議案12ページにお戻り願います。それでは決議内容について事務局の方で朗読致します。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する債務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年5月25日 美幌町農業委員会 ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議長

日程第10、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号1号から3号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

今月の案件は全5件で内容につきましては新規の賃貸借が3件、再貸付が2件となっております。

それでは内容番号1号から内容番号3号につきまして一括ご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりです。内容番号1号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和5年5月26日から令和10年5月31日までの5年間、利用調整日は令和5年4月28日でございます。内容番号2号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和5年5月26日から令和8年5月31日までの3年間、利用調整日は令和5年4月28日でございます。内容番号3号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和5年5月26日から令和10年5月31日までの5年間、利用調整日は令和5年5月1

日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号1号から3号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は本年2月に亡くなった〇〇の小作地についてそれぞれの地主からあっせん申出があり、あっせん調整の結果、〇〇さんが賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、花卉、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号から3号は適当と認めます。
内容番号4号。

事 務 局

内容番号4号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年5月26日から令和8年5月31日までの3年間、利用調整日は令和5年5月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族5人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。
内容番号5号。

事 務 局

内容番号5号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年5月26日から令和8年5月31日までの3年間、利用調整日は令和5年4月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族5人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号1号から2号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全2件で内容につきましては贈与でございます。 それでは内容番号1号と内容番号2号につきまして一括ご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件はそれぞれの所有地を交換する案件でございます。内容番号1号についてご説明致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。続きまして内容番号2号をご説明致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は同じく贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料20ページと21ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号1号と2号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は筆境界がお互いの畑に入り組んでいた部分について分筆登記をしたため、交換するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を。〇〇さんは家族4人で甜菜、大豆、カボチャ、キャベツ、人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月6日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>内容番号1号についてご説明致します。参考資料は23ページと24ページをご覧ください。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
4 番	<p>内容番号1号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農舎が必要になったもので申請地は効率</p>

的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものと5月1日、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。
議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第13、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第1号についてご説明致します。本件は5月1日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が1件でございます。

用途区分変更の内容番号1号についてご説明致します。本件は先の議案第5号 農地法第4条許可申請の内容番号1号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は23ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもって第2回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

事 務 局

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時00分